

# 福祉部 マネジメント方針

福祉部では市長との政策協議のもと、次のとおり基本方針・組織目標・行動目標を定めました。この方針に基づき目標の達成に向け着実に取り組みます。

令和5年4月1日

福祉部長  
小寺 正 樹



## 【基本方針】

人口減少や少子高齢化が進行する中、家族や地域のつながりも希薄化が進む傾向にあります。

このような中、福祉制度の枠組みや支え手と受け手という関係を越えて、市民や地域の様々な活動団体、行政などが連携・協働し、互いに助け合い、支え合うことのできる地域共生社会づくりを推進していく必要があります。

具体的には、行政が主体となって分野や世代を問わず包括的に相談を受けとめ支援する仕組みづくりを進めます。

また、地域と協同して住民同士が助け合える環境整備など、地域で支えあう仕組みづくりを進めます。

これらの仕組みを重層的に構築しながら、市民一人一人によりそった施策を展開します。

さらに、児童福祉分野と母子保健分野の機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの相談支援を一体的に行うこども家庭センターの設置に向け準備を進めます。

## 【組織目標】

- I. 地域共生社会の実現を目指します
- II. 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくります
- III. 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括ケアの推進に取り組みます
- IV. 障がい者が地域で安心して生活できるよう支援します
- V. 生活困窮者の自立を支援します

## 【行動目標】

組織目標 I 地域共生社会の実現を目指します

行動目標	SDGs 指標
<p><b>1 複雑化・複合化する福祉課題に対する包括的な支援体制の充実</b></p> <p>地域共生社会（※1）の実現に向けて、「8050 問題」（※2）など複雑化・複合化する福祉課題に対応できるよう、重層的支援体制整備事業（※3）を実施し、包括的な支援体制の充実を図ります。</p> <p>引き続き、相談先がわからない相談や分野をまたぐ相談を包括的に受け止め、多機関が協働して必要な支援を行うとともに、アウトリーチ（※4）を強化します。</p> <p>また、地域での支え合いの促進のため、多様な社会参加に向けた支援や地域住民が交流できる居場所づくり（※5）、活動団体のネットワーク強化を促進します。</p> <div data-bbox="213 792 1161 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p> 28 アウトリーチによる訪問件数 : 318 件(4 年度)→350 件(5 年度)</p></div> <p>※1 地域共生社会 制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会</p> <p>※2 8050（はちまる・ごうまる）問題 80 代の親と資力のない 50 代の子どもの世帯に生ずる生活問題。ひきこもりなど無職の中年世代の子どもが金銭面や家事などで親に依存していることが多く、親が要介護状態になったり、死亡すると、生活に困難を生じやすい。</p> <p>※3 重層的支援体制整備事業 属性や世代を問わない「包括的相談支援」、多様な社会的つながりづくりを促進する「参加支援」、住民同士の助け合いなどを促進する「地域づくり」を一体的に行う事業。福井市は令和 5 年度から本格実施。</p> <p>※4 アウトリーチ 支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス</p> <p>※5 交流できる居場所づくり 地域づくりを実施するセンター等 【高齢】よろず茶屋、ささえあいの家 【障がい】地域活動支援センター 【子育て】地域子育て支援センター</p>	<p>3 3 3 すべての人に 健康と福祉を</p> 



アウトリーチ（家庭訪問）の様子

組織目標Ⅱ 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくります

行動目標	SDGs 指標
<p><b>2 ② 新こども家庭センター設置に向けた体制整備</b></p> <p>すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援において、一人ひとりの子どもや家庭にあったサポートができるよう、児童福祉法の改正（※1）をふまえ、児童福祉と母子保健の一体的な支援を行う「こども家庭センター」の体制整備を進めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>こども家庭センター設置（令和6年4月1日）に向けた体制整備</p> </div> <p>※1 児童福祉法の改正（令和4年6月8日成立、令和6年4月1日施行） 母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター（※2）」と児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点（※3）」の2組織を統合し体制を強化するため、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされた。</p> <p>※2 子育て世代包括支援センター 母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける機関として、健康管理センターの「妊娠・子育てサポートセンター ふくっこ」と子育て支援課で運営している。</p> <p>※3 子ども家庭総合支援拠点 児童福祉法に基づき虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する機関として、子ども福祉課とアオッサにある子ども家庭センター相談室で運営している。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>子育て相談のイメージ</p> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div>  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> </div> </div>

行動目標	SDGs 指標
<p><b>3 児童虐待防止等の推進</b></p> <p>子どもが子どもらしく安心して生活が送れるよう、要保護児童対策地域協議会をはじめ、地域の民間団体などと連携しながら、児童虐待などの発生予防・早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>また子どもの成長過程において、子どもやその家庭に対して切れ目ない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関の連携強化を図り、子どもの育ちやニーズに応じた包括的な支援に取り組みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>要保護児童対策地域協議会（※1）と子育て支援連携会議（※2）の開催 ：158回（4年度）→160回（5年度）</p> <p>地域の民間団体が見守る子ども等の延べ人数（※3） ：3,330人（4年度）→3,400人（5年度）</p> </div> <p>※1 要保護児童対策地域協議会 児童相談所、警察、医師会、認定こども園、小中学校などの関係機関が連携し、要保護児童等の情報共有を行うとともに、子どもとその家族の支援について協議。「代表者会議」、「実務者会議」、「実務者運営会議」、「個別ケース検討会議」で構成。</p> <p>※2 子育て支援連携会議 母子保健と児童福祉関係課で、妊娠届出や健診時に気がかりさのある妊婦や乳幼児の情報を共有。虐待を未然に防ぐため、産前から支援を開始し、産後も継続して養育支援方針を協議。</p> <p>※3 地域の民間団体が見守る子ども等の延べ人数 児童虐待の防止や早期発見のため「支援対象児童等見守り強化事業」で事業に取り組む民間団体（3団体を想定）が見守る子どもと保護者の延べ人数。</p>	 
<p><b>4 経済的困難等を抱えた子どもへの支援の充実</b></p> <p>子どもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育ち、教育機会の格差が生まれることのないよう支援するため、生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもが生活習慣や学習習慣を身につけることができるよう、学習支援教室を開催します。</p> <p>また、物価高騰が長期化する中、子育て家庭に食事の提供や居場所づくりを行う民間団体の事業費を補助し、貧困対策や居場所を必要とする子どもを支援します。</p> <p>さらに、ひとり親の支援として、ひとり親家庭就業・自立支援センター（子ども福祉課内に設置）において、養育費支援や自立に向けた資格取得を含めた幅広い相談に応じ、多角的に支援します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>学習支援教室の登録者数 : 80人（4年度）→90人（5年度）</p> <p>子どもの居場所が提供される活動区域（※1）： 7区域（4年度）→10区域（5年度）</p> </div> <p>※1 第二期福井市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育提供区域（全13区域）と同じ区域を活動区域と設定した。</p>	 

## 行動目標

## SDGs 指標

### 5 教育・保育の量の確保と質の向上

令和6年4月1日の待機児童数0人の維持に向け、入園調整等に取り組んでいきます。また、次期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子育て世帯にニーズ調査を実施し、子育て支援施設の利用状況や今後の利用希望、育児に関する意識等を把握します。

保育者の資質と専門性の向上を図るため、研究指定園（※1）を中心とした成果の発信や公開保育（※2）・園内研修を促進します。加えて、保育人材を確保するため、仁愛女子短期大学と共同で開催している保育研究合同発表会を通じ、保育現場の魅力について発信していきます。

総 25 保育園等の待機児童数：0人  
公開保育の実施：22か所（4年度） → 25か所（5年度）

#### ※1 研究指定園

平成24年度から公立園のうち5園を指定し、「絵本の読み聞かせ」や「自然科学遊び」「わらべうたあそび」等について研究を行っている。

#### ※2 公開保育

実際の保育現場を、県認定の幼児教育アドバイザーや他の公私立園の保育者（保育士・保育教諭）に公開し、意見や助言を受けることで、教育・保育の質の向上を図る。



公開保育の様子



研究指定園（自然科学遊び）の様子



## 6 子育て支援事業の充実 **DX**

子育てに対する不安や悩みを解消し、子どもの健やかな成長につなげていくため、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子等が交流できる場の提供や子育て相談、講習会等を実施します。また、子育て世帯と近隣住民が交流できる機会の創出や地域の団体と連携した行事イベント等により、世代や属性を超えて交流できる「地域づくり」にも取り組みます。

さらに、子育て世代のライフスタイルに合わせて、はぐくむ book (※1) やはぐくむ.net (※2)、ぱんだ通信 (※3)、子ども・子育て支援アプリ「ふくいくネ！」(※4) など、子育てに関する多様な広報媒体を用いて、情報を一元的に発信していきます。

地域子育て支援センター延べ利用者数

: 74,335 人 (4年度) → 81,000 人 (5年度)

ぱんだ通信動画配信数 (累計)

: 46 本 (4年度) → 58 本 (5年度)

### ※1 はぐくむ book

福井市の結婚や子育てに関する情報を分かりやすくするため、支援制度や相談窓口、施設の情報をまとめた冊子

### ※2 はぐくむ.net

結婚・子育てに関する情報を一元的に提供するポータルサイト

### ※3 ぱんだ通信

子育てに関する様々な相談や支援を分かりやすく発信する動画配信サイト (Youtube)

### ※4 子ども・子育て支援アプリ「ふくいくネ！」

子どもの成長を記録しサポートする母子手帳機能と、子育てに関する情報等を掲載・配信する機能を備えたアプリ



YouTube「ぱんだ通信」のチャンネルより

3 すべての人に  
健康と福祉を



**組織目標Ⅲ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括ケアの推進に取り組みます**

行動目標	SDGs 指標
<p><b>7 高齢者の総合相談体制の充実</b></p> <p>地域の身近な保健・福祉・医療の総合相談（※）の窓口である地域包括支援センターの機能充実を図ります。</p> <p>地域の集いやイベント等を利用して、住民が気軽に相談できる機会を設けるとともに、インターネット等を活用し、遠方の家族や若い世代から相談しやすい環境を作ります。</p> <p>また、相談者を待つだけでなく、独居・高齢者のみの世帯や民生委員等からの相談、認知症検診等の情報から、支援が必要な高齢者や家族等を発見し、地域に存在する隠れたニーズの把握に努めます。</p> <p>さらに、高齢者の課題が複雑化・複合化し、重層的な支援が必要となる中、地域包括支援センター職員を対象とした研修会等で、収集した具体的な困難事例集を活用し、その対応方法について学ぶ機会を設けるとともに、関係機関との連携を強化し、地域包括支援センター職員の対応力向上を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>総26 総合相談実人数 : 7,106 人 (4年度) → 8,600 人 (5年度)</p> </div> <p>※ 総合相談 高齢者が安心して地域で生活できるよう、介護・医療・保健・福祉など、あらゆる側面からの相談。</p>	
<p><b>8 介護予防活動の充実・拡大</b></p> <p>高齢者が身近な場所で介護予防に取り組む「いきいき長寿よろず茶屋」と、「いきいき長寿よろず茶屋」に見守りや生活支援サービス機能を加えた「多機能よろず茶屋」の設置拡大について、引き続き進めます。</p> <p>加えて、多機能よろず茶屋では、高齢者の交流拠点としての特性を活かし、重層的支援体制整備事業における地域づくりに取り組みます。</p> <p>また、高齢者の介護予防を推進するため、身近な場所で住民同士が気軽に、かつ効果的に介護予防に取り組むことができるよう、「いきいき百歳体操」の普及を進めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多機能よろず茶屋の設置数（累計）：5カ所（4年度）→6カ所（5年度） いきいき百歳体操新規グループ : 3グループ</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>いきいき百歳体操の様子</p> </div>	

## 9 高齢者等を支える生活支援体制の構築

在宅での生活に支援が必要な高齢者等に生活支援を行う介護サポーター制度について広く周知し、介護サポーター登録者数の増加を図ります。

また、指定一般避難所において避難生活を送ることが困難な高齢者等が、個別避難計画（※）に基づき福祉避難所への避難を速やかに行えるよう、福祉避難所設置・運営マニュアルに沿って、協定を締結している福祉施設との合同避難訓練を実施します。

在宅高齢者の生活支援に取り組む介護サポーター新規登録者数：20人  
福祉避難所マニュアルに基づいた合同避難訓練の実施：2会場

### ※個別避難計画

災害時の避難に支援が必要な一人ひとりに対して、「誰が」「どこへ」「どのように」避難させるかをまとめた「避難支援プラン」。



指定一般避難訓練の様子



福祉避難所での訓練の様子



## 10 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい知識の普及に努めます。

また、認知症の早期発見と早期対応を図るため、「あたまの元気度調査」を活用した自己チェックを促します。

「あたまの元気度調査」の効果的な周知・啓発方法を検討し、実施していきます。

成年後見制度の利用促進を図るため、一般住民や関係機関に対しての制度の周知に取り組めます。

「あたまの元気度調査」実施者数：5,091人（4年度）→7,500人（5年度）  
成年後見制度の周知：市民向け講座 2回



あたまの元気度調査回答  
ページQRコード



組織目標Ⅳ 障がい者が地域で安心して生活できるよう支援します

行動目標	SDGs 指標
<p><b>1 1 障がい者の相談支援体制の充実</b></p> <p>障がい者の様々な課題に対応するため、相談支援専門員(※1)の質の向上を目的に事業所への訪問指導（オンラインでの面談を含む）や研修を開催し、地域の相談支援体制を強化します。</p> <p>また、地域生活支援拠点等(※2)の登録事業所が増えるよう、引き続き関係機関に働きかけるとともに運用状況について検証を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>基幹相談支援センター(※3)の相談支援事業所への訪問：全事業所（26 事業所）                      相談支援専門員への研修開催：年 4 回以上                      地域生活支援拠点等の登録事業所数（短期入所）：18 事業所(全事業所の 50%以上)</p> </div> <p>※1 相談支援専門員</p> <p>障がいがある人やその家族からの相談や要望を聞き、各種サービスの紹介や必要に応じ、連絡調整を行う者。また、サービスを利用する上で、サービスの利用計画の作成を行う者。</p> <p>※2 地域生活支援拠点等</p> <p>障がい者やその家族の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者やその家族の緊急事態に対応を図る施設</p> <p>令和 4 年度から、市全域で各事業所の特性を活かし障がいに対応する面的整備型へ整備類型を変更した。</p> <p>○令和 5 年 4 月 1 日時点の短期入所事業所数            35 事業所</p> <p>※3 基幹相談支援センター</p> <p>総合的、専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、相談支援専門員への研修を行うなど、中核となる相談支援機関</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">   </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">相談支援専門員への研修</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 20px;">  </div> <div>  </div> </div>

行動目標	SDGs 指標
<p><b>1 2 発達障がい児者への支援の充実</b></p> <p>発達障がいのある人への支援は、一人ひとりの状態を把握し、幼児期から成人期まで一貫した支援を行うことが重要なことから、発達障がい相談支援事業所（※1）が、相談支援専門員や保育士を対象に研修を行うことにより適切に対応できる人材の育成に取り組みます。</p> <p>また、義務教育終了後から成人期にかけての支援について、関係機関との協議の場を設けます。</p> <p>子育て関連施設を利用する就学前の気になる子（※2）など特別な支援が必要な子については、保育カウンセラーが施設を訪問し、健やかな育ちにつながるよう適切な助言、指導を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>発達障がい児者支援研修（※3）の修了者数（累計）     ：</p> <p style="text-align: right;">80人（4年度）→105人（5年度）</p> <p>県との連携会議（※4）の開催回数     ：   年1回</p> </div> <p>※1 発達障がい相談支援事業所 市全域を対象とした発達障がいに関する専門相談窓口</p> <p>※2 気になる子 発達障がい児以外の児童で、医療機関等の専門機関で障がいの判定は受けていないが、落ち着きがない、集団行動ができない、こだわりが強い、衝動的である等の行動があり、特別な配慮が必要である児童</p> <p>※3 発達障がい児者支援研修 相談支援専門員や障がい福祉サービス事業所指導員、保育士等を対象に、参加者の経験等に合わせ、講義、事例検討、実習を行っている。</p> <p>※4 県との連携会議 【構成メンバー】 県障がい福祉課、県特別支援教育センター、県高校教育課、ふくい若者サポートステーション、スクラム福井、福井市発達障がい相談支援事業所、市学校教育課</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>人材育成研修 講義の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グループワークの様子</p> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 20px;">  </div> <div>  </div> </div>

行動目標	SDGs 指標
<p><b>13 障がい者の就労支援</b></p> <p>障がい者が社会の中で安心して自分らしい生活が送れるように、雇用調整員による一般企業への就労及び就職定着支援を行います。</p> <p>また、障がい者本人のニーズや特性等に応じ、幅広い業種への一般就労に向けた支援を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>障がい者の一般就労移行者数（※1）</p> <p style="padding-left: 20px;">： 20人（4年度）→ 20人以上（5年度）</p> <p>②7 雇用支援を受けている障がい者の就職定着者数（※2）</p> <p style="padding-left: 20px;">： 29人（4年度）→ 32人以上（5年度）</p> </div> <p>※1 障がい者の一般就労移行者数 障がい者雇用調整員の支援による一般就労への移行者数</p> <p>※2 雇用支援を受けている障がい者の就職定着者数 一般就労した障がい者を就職定着者として、雇用調整員が支援している。 就職定着支援では、定期訪問として就労後1週間、1か月、3か月、6か月、1年、以後1年毎に行い、随時不定期訪問を行っている。</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 20px;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div>  <p>8 働きがいも経済成長も</p> </div> </div>

## 組織目標Ⅴ 生活困窮者の自立を支援します

行動目標	SDGs 指標
<p><b>14 社会的・経済的自立の支援</b></p> <p>生活困窮者が早期に社会的及び経済的に自立できるよう、関係機関と連携を図り就労準備支援（※1）や家計改善支援（※2）など相談者に寄り添いきめ細かな支援を行います。</p> <p>特に、就労可能な生活保護者には、ケースワーカーと就労支援員による継続的な就労指導に努め、自立に向けて支援していきます。</p> <div data-bbox="220 667 1198 871" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>生活困窮者新規就労者数 ： 178 人（4 年度）→190 人（5 年度）</p><p>生活保護世帯の新規経済的自立世帯数 ： 121 世帯（4 年度）→125 世帯（5 年度）</p></div> <p>※1 就労準備支援 就労支援を行う際に、仕事に戻る自信がない、長年ひきこもり状態だった等、様々な課題がある方へ、規律正しい生活への改善や、対人能力の向上などの支援を行う。履歴書作成指導や模擬面接、パソコン教室など就職活動のサポートも行う。</p> <p>※2 家計改善支援 生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、家計再生プランの作成や滞納の解消支援、生活に必要な資金貸付けのあっせんなどを行う。</p> <div data-bbox="359 1384 1109 1921" style="text-align: center;"></div> <p>福祉総合相談室よりそい 相談の様子</p>	